

京都府交通安全対策会議について

1 概要

京都府交通安全対策会議は、京都府の区域における陸上交通の安全に関する対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法により設置しているものです。

2 設置年

昭和45年に設置しました。

3 設置根拠

以下の法令等に基づき設置しています。

- (1) 交通安全対策基本法（第16条、第17条）
- (2) 交通安全対策基本法施行令（第5条）
- (3) 京都府交通安全対策会議条例

4 所掌事務

京都府交通安全計画を作成し、その実施を推進するほか、陸上交通の安全に関する総合的施策の企画に関して審議等を行います。

5 構成

委員等については、以下のとおりです。（平成28年9月現在）

○ 委員等

- (1) 会長 京都府知事
- (2) 委員 近畿運輸局長
近畿地方整備局長
近畿経済産業局総務企画部長
近畿管区警察局広域調整部長
近畿総合通信局総務部長
京都地方气象台次長
京都労働局長
京都府教育委員会教育長
京都府警察本部長
京都府副知事
京都府こども・少子化対策監
京都府観光政策監
京都市長
京都府市長会経済部会長
京都府町村会長
京都市消防局長
京都府消防会長
西日本旅客鉄道株式会社京都支社長
西日本高速道路株式会社関西支社長
阪神高速道路株式会社取締役

○ 幹事

委員の所属する機関の職員から知事が任命する者